

2018年2月14日

金融庁検査局企画審査課 御中

国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）について

国際スワップ・デリバティブズ協会 (ISDA)¹は、金融庁（以下「貴庁」といいます。）に対し、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下「本方針」といいます。）案²に関してコメントする機会をいただき、感謝いたします。

本方針においては、金融行政の基本的な目標として、①金融システムの安定と仲介機能の発揮の両立や、②市場の公正性・透明性と市場の活力の両立、を目指すべきとするなど、バランスを十分に意識した内容となっており、大いに賛同できるものです。米国において、昨年6月以降、米国財務省より「A Financial System That Creates Economic Opportunities」と題した一連の報告が大統領宛になされ、金融規制改革が提言されているなど、バランスのとれた金融規制システムの構築に向けた議論が進められている国際的な流れの中で、本方針はその先端を進み、他国に向けてあるべき規制システムの一例を示すものと評価できると考えます。本方針において示された「業界による自主的な取り組み」や「内外一体」等を踏まえ、健全かつ効率的な市場活性化のため、国際的な業界団体として、これまで以上に多方面で貴庁と協働させていただければ幸いです。

ISDA は上記のとおり貴庁の革新的な本方針に賛同いたしますが、特にいくつかの点につき、ご検討・ご配慮いただきたく、以下のとおりコメントさせていただきます。

1 要望・ご配慮いただきたい点

(1) 海外当局との連携強化

市場のグローバル化が極端に進展した今日の金融環境においては、「市場の公正性・透明性」と「市場の活力」を両立させることは非常に重要です。「バランスの置き所が各法域において様々に異なる状況」は、規制対象者に必要以上の規制への対応や体制整備等の時間・コスト等を強いられることとなり、結果として「市場の活力」を大きく削ぐ

¹ ISDA は、店頭デリバティブ市場をより安全かつ効率的にするために 1985 年に設立されたグローバルな業界団体です。会員数は 2018 年 2 月現在、68 カ国 875 社を超え、その構成者は店頭デリバティブを取引する各国の事業法人、運用会社、政府系機関、保険会社、商社、金融機関等の市場参加者となっています。また、市場参加者に加えて、店頭デリバティブのインフラである取引所、ブローカー、クリアリングハウスや、アドバイスをを行う法律事務所、会計事務所やその他関連サービス提供者等が会員として登録されています。ISDA のに関する情報は協会のホームページからご覧いただけます：www.isda.org。

² <http://www.fsa.go.jp/en/wp/wp.html>

International Swaps and Derivatives Association, Inc.

Otemachi Nomura Building, 21st Floor

2-1-1 Otemachi

Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004

P 03 5200 3301 F 03 5200 3302

www.isda.org

NEW YORK	WASHINGTON
LONDON	BRUSSELS
HONG KONG	SINGAPORE
TOKYO	

方向に働く可能性が高く、そのような弊害を排除する観点から、貴庁におかれては、各国当局間の規制内容やそのエンフォースメントに係る目線を出るだけ合致させるよう努力を続けつつ、貴庁として見出した適正なバランスを海外当局に浸透させていただくような取組みを要望いたします。

そして、取引当事者の所在地国の規制のみならず、グローバルな規制、他国の金融規制による大きな影響を受けることが増える中、「内外一体」は強く歓迎されます。クロスボーダー取引が日常的に行われる状況においては、各国の金融規制が被規制金融機関の国際競争力に悪影響を与えかねない状況が現に生じていることに留意を要します。特に、直接又は間接的に課される複数の規制を同時に遵守する必要が生じる場面において、金融機関による規制遵守負荷は高くなります（Stricter-rule-applyによる厳格な要件に合わせた規制遵守）。各国の規制内容や監督方針との間に差異が生じている場合には、当該負荷はより一層高いものとなります。したがって、海外当局との連携を深めることにより、規制の同等性評価等に基づく代替的コンプライアンスが幅広く認められるような環境整備を要望いたします。また、現在の規制の同等性評価のプロセスには多大な時間を要しており、対象となる規制の施行後に代替的コンプライアンスが容認されるケースがあります。その場合、金融機関は施行日前までに海外規制についても条件充足を求められるため、施行後に代替的コンプライアンスが容認されても効果は限定的なものとなります。代替的コンプライアンス容認までの時間を短縮するため、例えば、同等性評価のプロセスについても、国際基準により手続きを標準化し、目標処理期間を設けること等が考えられます。一方で、国により金融市場、金融機関の状況、直面する課題やそれに対する適切な対応策が異なることも事実であり、代替的コンプライアンスを適用できない海外の規制もあります。そのような規制であって、本邦の金融機関の事業活動に重大な影響を与えるものについては、海外の議論を踏まえつつも我が国の実情に照らし合わせ、貴庁としての対応をご検討いただくことも重要と考えます。

検査・監督の局面においても、規制目標を達成するために合理的な措置が講じられているかといった実質的な観点に基づき、実務上の合理性を踏まえ、柔軟な運用が行われることを期待します。かかる運用においては、海外当局から海外における金融機関の業務運営のベストプラクティスや失敗事例を適時に入手し、日本市場の実情を踏まえた上で貴庁の検査・監督プロセスに適宜反映していただくことが重要であると考えます。

さらに、主要海外当局と本方針の共有を確実に進めていただくようご尽力をお願いいたします。欧米においては域外金融機関の域内活動を中間持株会社設立によって直接監督する方向性であり、欧米監督当局との基本姿勢の共有がより重要になると理解しています。

(2) 民間との協働

規制当局が定めた規制等の枠組みに基づき、運用上の細則を定めるにあたっては、金融市場の複雑性や実務慣行を考慮すべき面が多々あり、規制に関するガイドライン、Q&A、各種ひな形等の策定は可能な限り貴庁と業界団体等の対話を踏まえ、協働で策定するこ

とが有効であると思われます。同様に、検査・監督のあり方（とりわけ分野別の「考え方と進め方」の策定）についても、海外当局のみならずグローバルに活動する業界団体等との意見交換を実施し、意見交換を通じて得られる、国内外におけるベストプラクティスについての知見を効果的かつ効率的な検査・監督の運用に活かしていただくようお願いいたします。

(3) 実施済みの金融規制の効果に対する評価と改善

実施済みの金融規制の効果についても検証を行い、金融行政においてもPDCAの観点を意識していただくようお願いいたします。実際の取引現場においては、細かいルールが決まっていない事項については、各社が保守的な対応をするために、取引を控える傾向が強くなり、市場流動性に影響を与えることが多々あります。検査・監督の機会を利用して、実施済みの金融規制が真に市場の透明性向上その他の規制目的に実施に寄与できているのか検証を行い、「探求型対話」を通じて金融規制を改善することができれば、金融規制目的の達成により資するものと思われます。

(4) 詳細なコスト・ベネフィット分析

新たな規制導入の際にはコスト・ベネフィット分析が不可欠であることは論を俟ちませんが、本方針に基づく新たな検査・監督においてもかかる視点を重視していただくようお願いいたします。検査・監督手法の形式・過去・部分主義から実質・未来・全体主義への移行に伴い、各金融機関では、検査・監督目線の不透明性等から過度な検査準備を強いられる可能性があり、その場合には対応負荷が増加することが想定されます。したがって、検査・監督手法の変更により実現される効果と各利害関係者に発生する追加的な負荷を分析したうえで、合理的かつ効率的な運用をしていただくようお願いいたします。

(5) 人材育成

金融機関の検査・監督に求められる専門性は高まっているため、官民間の人材交流の活発化等も含めて、当局における専門人材の育成に注力していただくよう要望します。複雑なデリバティブ規制等に関しては、ローテーションの長期化や外部人材の活用により体系的な知見を有する人材の確保が求められます。中途採用職員の待遇や期間に柔軟性を持たせることにより、急速に変化する金融市場に遅れないよう、国際的な知識、外交交渉力を持った人材の育成、確保を図っていただくようお願いいたします。

(6) その他

- ① 貴庁と各金融機関との間の「探求型対話」を通じて得られた問題点・改善点等については、適切な情報管理の下、共有できる部分については公表し、金融機関に共通する問題点・改善点を予め金融機関と共有することにより、個別協議の効率化も意識していただくようお願いいたします。

- ② 監督指針も「行き過ぎたルールベースは見直し」とされていますが、他方海外当局との規制の同等性評価が監督指針も含めて実施されているケースもあり、今後の規制の同等性評価に支障がないように進めていただくようお願いします。
- ③ 「業界による自主的な取組み」には賛同するところではありますが、競争法が、「公正な競争に資する」、「市場メカニズムを正しく機能させる」手段である自主的な取組みの障害にならないよう支援をお願いします。
- ④ 市場の活力や金融の仲介機能の発揮を目標に加えるならば、「金融機関の検査・監督」のレビューに基づく見直しだけでなく、「海外市場」「海外市場インフラ」の観点も必須となります。例えば、海外インフラについての許認可や監督についても同様の方向性（実質・未来・全体の視点に重点を置いた監督）に揃えられるかどうか、ご検討いただくようお願いします。

2 今後の ISDA との協働について

店頭デリバティブ規制の導入の過程で、ISDA として貴庁と協働をさせていただき、ISDA 及びそのメンバーの立場や見解を尊重いただいていたことに深く感謝しています。今後も引き続き協働させていただくよう要望いたします。ISDA としては、今後具体的な作業が必要と考えられる事項としては以下のものがあると理解しています。

- (1) 店頭デリバティブ規制（例えば以下のような）の評価・改善
 - ① 清算集中義務
 - ② 取引情報保存・報告制度
 - ③ 電子取引基盤における執行義務
 - ④ 中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制
- (1) ISDA Common Domain Model (CDM)³の開発と市場への導入
- (2) 金融ベンチマーク（IBOR+）からの移行とフォールバック

以上、ご検討をいただき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

³ <https://www.isda.org/2017/10/16/isda-common-domain-model-version-1-0-design-definition-document/>